

## リサイクルプラザ・米子浄化場の民間委託事業者の公募の内容について

令和 7 年 11 月に方針決定したリサイクルプラザ・米子浄化場の民間委託に係る公募の内容について、報告します。

## 1 業務概要

項目	リサイクルプラザ	米子浄化場
業務名	リサイクルプラザ管理業務	米子浄化場包括的維持管理業務
委託方法	指定管理者制度	包括的民間委託
提案上限額	2,369,240,000 円	915,926,000 円
業務期間	令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで（5 年間）	
業務範囲	受託者	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物処理施設の運転、維持管理及び保全業務の一切</li> <li>不燃物等の搬入許可（毎年又はその都度）</li> <li>再生工房の使用許可及び運営管理業務</li> </ul>
	組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>し尿等の搬入許可（2 年に 1 回）</li> <li>廃棄物の圏域外処理に係る計画及び受入先自治体との協議調整事務（不燃物残さ、し渣）</li> <li>管理者に専属する権限に基づく事務（施設の目的外使用の許可等）</li> </ul>

## 2 募集要項（参加資格要件等）

項目	リサイクルプラザ	米子浄化場
参加形態	単独又は 2 社以上で構成する共同企業体	
受注実績	<p>過去 10 年間に類似の処理施設（処理能力 1/2 以上）の維持管理及び補修工事を含む保全業務の実績を有していること。（共同企業体の場合は、代表企業及び構成企業のいずれかが当該実績を有していること。）</p> <p>【類似の処理施設】</p> <p>リサイクルプラザ：不燃物処理施設 17 t / 日</p> <p>米子浄化場：し尿処理施設 72.5 kL / 日又は下水道終末処理施設（生物処理、高度処理、汚泥処理を有する施設）</p>	
必要資格	<p>【専任配置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物処理施設技術管理者（直接の雇用関係を有する者）</li> <li>第三種電気主任技術者（外部委託可）</li> </ul> <p>※ 当該資格者が不在となった場合は、速やかに代理を選任することができる体制とすること。</p>	
	<p>【非専任配置（兼任可）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>クレーン運転士</li> <li>玉掛け作業主任者</li> <li>ガス溶接、アーク溶接</li> <li>ボイラー取扱い作業主任者</li> <li>低圧電気取扱者</li> <li>高所作業車運転者</li> <li>フォークリフト、ショベルローダー等運転技能講習修了者</li> <li>車両系建設機械（ホイールローダー）運転者</li> </ul>	<p>【非専任配置（兼任可）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者</li> <li>特定化学物質等作業主任者</li> <li>クレーン運転士</li> <li>玉掛け技能講習修了者</li> <li>低圧電気取扱者</li> <li>中型運転免許又は中型 8 t 限定運転自動車免許を有する者</li> </ul>

### 3 仕様書

#### (1) 要求水準

項目	リサイクルプラザ	米子浄化場
目標基準 (維持管理)	<ul style="list-style-type: none"> <li>受託者の創意工夫に基づき、最も効果的な手法で業務を遂行すること。</li> <li>その成果の達成状況について、本組合が評価・監督することにより、運営の効率化と業務の品質を確保すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>放流水質、臭気(悪臭物質)等の環境基準(目標基準)の遵守</li> <li>汚泥及びし渣の含水率</li> </ul>
目標基準 未達時の取扱	① 受託者は、速やかに組合に報告するとともに、原因を分析し、対応策を講ずる。 ② 改善が見られない場合、組合は、指示又は改善を文書にて通知する。 ※ 上記の対応及び復旧等に係る費用は、受託者の責任において負担	
保全管理 維持管理を含む	<ul style="list-style-type: none"> <li>次期業務期間(5年間)への移行を見据えた施設性能維持を原則とする。</li> <li>存廃方針に伴う補修計画・費用については、協議により決定する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和13年度末の稼働停止を見据え、新品への恒久更新を抑制する。</li> <li>経済的・合理的な応急処置や中古品活用を優先した補修工事計画を求める。</li> </ul>
モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>受託者によるセルフモニタリングの実施</li> <li>結果報告に基づき、本組合が定期確認・評価を実施</li> </ul>	

#### (2) 経費負担及びリスク分担

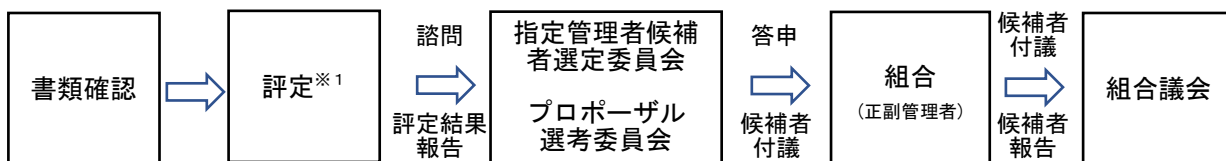
項目	リサイクルプラザ	米子浄化場
経費負担	受託者	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務履行に必要な一切の費用(人件費、需用費、委託費、補修工事費**等)</li> <li>※ 組合の補修工事計画(5年間)に基づく工事内容</li> </ul>
	組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>組合所有の財産に係る保険(施設等に係る火災保険、災害保険等)</li> <li>負担金(外部処理受入先へ支払う負担金等)、公課費(組合所有車両の自動車重量税等)</li> <li>天災その他不可抗力によるもの、並びに組合施策又は関係法令の改正に直接起因するもの</li> </ul>
リスク分担	受託者	<ul style="list-style-type: none"> <li>受託者の管理に起因又は帰属するもの 日常的な施設の運転・保守管理、火災監視・消火対応体制、業務遂行上の安全管理、利用者対応等</li> <li>要求水準及び目標基準に起因又は帰属するもの</li> <li>社会情勢の変動によるもの</li> </ul>
	組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>政策・制度変更、施設の根幹に関わるもの</li> <li>天災その他不可抗力によるもの</li> </ul>
協議	<ul style="list-style-type: none"> <li>著しい物価上昇により、業務継続に支障をきたす恐れがある場合</li> <li>組合が行う業務モニタリングなどにより、受託者の責めに帰さないことが確認できた場合の突発及び施設の老朽化などによる故障対応(原則、受託者負担であるが協議可能とする)</li> </ul>	

○ 経費及びリスク分担の詳細は【別紙1】、【別紙2】参照

#### 4 選定方法

##### (1) 選定の流れ

(上段：リサイクルプラザ、下段：米子浄化場)



※1 廃棄物処理施設の運転、維持管理及び保全業務等、多様な業務区分を含むことから、学識経験者等による「選定（選考）委員会」にて直接評価することは困難であるため、組合職員等にて構成する評定員にて事前評価を行う。

##### (2) 選定の概要

施設名		リサイクルプラザ	米子浄化場
書類審査		書類確認、聞き取り等により、申請者の参加要件の充足、提案内容を確認	
評定	評定員	構成 5名（事務局長、総務課長、施設管理課長及び下欄） ・ 構成市町村関係施設所管部署職員 1名 ・ 施設立地自治体関係部署職員 1名	
	内容	・ 申請者の提案説明及び質疑応答 ・ 申請者の評定実施、諮問案又は評価結果報告書の調製	
		諮問	報告
選定委員会／選考委員会	委員構成	構成 5名 高等教育機関教授等、公認会計士・税理士、社会保険労務士、元行政職員、地域住民を代表する者	
	内容	・ 諮問に基づき調査審議 ・ 優先交渉権者の順位付け ・ 答申（案）の検討 （3回の開催を想定） ・ 諮問を受け、調査審議を行い、答申（優先交渉権者の決定）	・ 評定の妥当性を検証し、優先交渉権者の順位付け （2回の開催を想定）
候補者選定	答申を受け、候補者を選定し、正副管理者会議での承認を経て、組合議会で指定の議案を上程		選考委員会の報告をもとに、受託候補者を特定
決定	議決による		正副管理者会議での承認

## 5 選定基準

原則として、事業計画書の記載内容から1～4の項目（施設の平等な運営、施設の管理能力など）を評価するが、地域経済の活性化を考慮し、圏域内企業の優先活用、地域住民の優先雇用を評価項目として追加する。

○ 評価項目及び配点（選定基準及び評価の詳細は【別紙3】及び【別紙4】を参照）

評価項目	評価(点)	
	リサイクルプラザ	米子浄化場
1 (リサイクルプラザ) 事業計画書による施設の運営が、施設の使用者又は利用者の平等な使用又は利用を確保するものであること。 (米子浄化場) 関係する法律及び条例等に基づく施設の管理基準を理解し、遵守が見込めるか。	15 ※1	5 ※2
2 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	55	
3 事業計画書の内容が施設の管理業務に係る経費の節減を図るものであること。	30	
4 当該法人が、事業計画書に沿った施設の管理を安定して行う能力を有すること。	30	
5 地域経済の活性化を目的として、管理業務のうち第三者に行わせる業務は、圏域内企業の優先活用を図ること。	20	
合計	150	140

【備考】

(1) 評価項目 1

※1 【別紙3】(1)法律及び条例等の遵守、(2)特定の団体への公平性、(3)情報公開及び個人情報保護の管理の3項目×5点

※2 【別紙4】(1)法律及び条例等の遵守のみの1項目×5点=5点（米子浄化場は、業務において個人情報の取扱いがないため。）

(2) 評価項目 2～5

両施設共に廃棄物処理を行う施設であることから、同一の項目とした。

## 6 公募から選定までのスケジュール

(1) リサイクルプラザ

項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12～3月	4月
公募	応募期間			6/1	7/中						
	現地説明会 質問・回答			6/12	6/1-6/19	6/下 回答					
評価	資格審査				7/下	審査結果通知					
	聴き取り				7/中	8/下	追加(委員会意見)				
	提案説明会				8/中	提案説明会					
	評価員による評価				8/上-下	8/下 諮問案					
選定	選定委員会		委員の選任				9/上-下(2～3回)		9/下 答申		
説明・指定	課長会議～正副	課長会議					課長会議 正副		候補者の決定		
	委員会・議会		5/21(民生環境/閉会中)					委員会・議会	指定議案上程		

(2) 米子浄化場

項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12~3月	4月
公募	期間		6/1	↔		7/中					
	現地説明会 質問・回答			6/1—6/30	↔		7/上 回答				
評定	書類審査 企画提案書 聴き取り 提案説明会				7/中	審査結果通知	8/中 提案書提出	9/中 提案説明会			
	評定員による評定						8/下—9/中(2回)	↔			
選定	選考委員会		委員の選任					10/上—10/中(2回)	↔		
説明・ 指定	課長会議～正副	課長会議						課長会議—正副	↔	★候補者順位決	
	委員会・議会		5/21(民生環境/閉会中)							委員会・議会 候補者順位報告★	



リサイクルプラザ管理業務  
リスク分担表

【凡例：●主たる負担者、▲調整による従たる負担者 / 甲：組合、乙：指定管理者】

No.	リスクの種類	リスクの内容	負担者		説明等
			甲	乙	
(1)	募集要項に関するもの	募集要項（関連書類を含む。）の不備、事業内容の変更等に関する責任及び対応	●		募集時のみ適用
(2)	申請に関するもの	申請（書類提出、審査に係る聴取り等を含む）に係る責任及び対応		●	募集時のみ適用
(3)	協定不成立に関するもの	乙の事由による協定不成立又は協定締結に時間を要する場合における責任及び業務への影響		●	
(4)	準備に関するもの	指定期間開始期における事務引継ぎほか準備に伴う費用負担		●	
(5)	関係法令等の改正に関するもの	管理業務に影響を及ぼす関係法令等（税制度を除く）の変更に伴う費用負担	●		
		上記以外で、乙に影響を及ぼす関係法令等（税制度を除く）の変更に伴う費用負担		●	労働報酬下限額の改定による費用負担増を含む。
(6)	税制度の変更にに関するもの	管理業務に直接影響を及ぼす税制度（消費税等）の変更に伴う費用負担	●		
		上記以外で、法人一般に影響を及ぼす税制度の変更、新設に伴う費用負担		●	法人税率等
(7)	経済情勢の変動に関するもの	物価、賃金その他の経済情勢の変動に伴う経費負担		●	社会経済情勢の著しい変動により、当初想定し得ない重大な影響が生じた場合は、事案ごとに協議して定める。
(8)	天災その他不可抗力に関するもの	暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動その他甲又は乙の責めに帰すことのできない事由に伴う費用負担	●		不可抗力における乙による指定管理の終了の場合は、特記事項第3項及び第4項に基づき対応する。
(9)	施設等の損傷・稼働停止に関するもの	ごみ詰まり、ごみ火災等に伴う施設等の損傷・運転停止に関する費用負担		●	マニュアルの作成等により事故を未然に防止することが可能であるため。
		乙の故意又は過失による破損又は稼働停止に関する費用負担		●	オペレーションミスや維持管理の不備による事故・火災等による修復、運転停止
		処理不適物による施設の破損・稼働停止に関する費用負担		●	管理業務（投入監視、中央監視、選別業務、点検等）による防止を原則とし、乙の負担とする。
		上記以外の経年劣化、第三者の行為で相手方が特定できない破損による費用負担	●		ただし、施設の管理者としての責めにより発生した第三者行為によるものは乙とする。
(10)	第三者への損害賠償に関するもの	施設等の管理上の瑕疵に係るもの		●	指定期間中の第三者への損害賠償については乙とする。
		上記以外のもの	▲	▲	事案の原因ごとに判断し、協議して定める。
(11)	緊急事態等に関するもの	災害発生時等における施設の目的外利用や緊急修繕等に伴う業務変更・費用負担に関する事項	●		特記事項第3項から第7項までを参照
(12)	搬入量等の変動に関するもの	搬入ごみの量、ごみ質等（処理不適物を含む）の処理の変動に関する対応		●	過年度実績を著しく逸脱した搬入量又はごみ質等の変動により、事業計画等の変更が必要となった場合は協議により定める。
(13)	施策、計画等の変更に関するもの	組合の施策又は計画の変更等に起因して追加的に必要となるもの	●		内容を精査し、指定管理料の範囲を超過する場合は、費用を適切に負担する。
(14)	施設の存廃方針未定に関するもの	令和14年度以降の施設の存廃方針の決定に伴う、補修工事計画の変更及びこれに伴う費用の減		●	応募時においては、施設が継続して稼働するものとして計画を策定するものとする。 組合は、令和8年度中を目途とし、できるだけ早い時期に存廃方針を決定する。 当該方針により補修工事計画に変更が生じた場合は、内容を精査し、不要となる工事に係る費用は減額するものとする。



米子浄化場包括的維持管理業務  
リスク分担表

【凡例：●主たる負担者、▲調整による従たる負担者 / 甲：組合、乙：受託者】

No.	リスクの種類	リスクの内容	負担者		説明等
			甲	乙	
(1)	実施要領に関するもの	実施要領（関連書類を含む。）の不備、事業内容の変更等に関する責任及び対応	●		募集時のみ適用
(2)	申請に関するもの	申請（書類提出、審査に係る聴取り等を含む）に係る責任及び対応		●	募集時のみ適用
(3)	契約不成立に関するもの	乙の事由による契約不成立又は契約締結に時間を要する場合における責任及び業務への影響		●	
(4)	準備に関するもの	委託業務締結から業務開始までの準備（引継ぎ）に伴う費用負担		●	
(5)	関係法令等の改正に関するもの	乙が処理する管理業務に影響を及ぼす関係法令等の変更に伴う費用負担	●		
		上記以外で、乙に影響を及ぼす関係法令等の変更に伴う費用負担		●	労働報酬下限額の改定による費用負担増を含む。
(6)	税制度の変更に関するもの	乙が処理する管理業務に影響を及ぼす税制度（消費税等）の変更に伴う費用負担	●		
		上記以外で、広く事業者全般に影響を与える一般的な税制度の変更に伴う費用負担		●	法人税率等
(7)	経済情勢の変動に関するもの	物価、賃金その他の経済情勢の変動に伴う経費負担		●	社会経済情勢の著しい変動により、当初想定し得ない重大な影響が生じた場合は、事案ごとに協議して定める。
(8)	天災その他不可抗力に関するもの	暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動など、甲又は乙のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象に伴う費用負担	●		
(9)	施設等の損傷・運転停止に関するもの	搬入物による施設等の損傷に関する責任及び対応		●	マニュアルの作成等により事故を未然に防止することが可能であるため。
		乙の故意又は過失による修繕費用負担		●	オペレーションミスや維持管理の不備による事故・火災等による修復、運転停止。
		上記以外の経年劣化、第三者の行為で相手方が特定できない修繕費用負担	●		ただし、施設の管理者としての責めにより発生した第三者行為によるものは乙とする。
(10)	第三者への損害賠償に関するもの	施設等の管理上の瑕疵に係るもの		●	委託期間中の第三者への損害賠償については乙とする。
		上記以外のもの	▲	▲	事案の原因ごとに判断し、組合と受託者とは協議して定める。
(11)	緊急事態等に関するもの	災害発生時等における施設の目的外利用や緊急修繕等に伴う業務変更・費用負担に関する事項	●		
(12)	搬入量等の変動に関するもの	搬入されるし尿等の量・質の変動によるもの		●	過年度実績を著しく逸脱した量又は質の変動により、業務実施計画書の変更が必要となった場合は協議により定める。
(13)	施策、計画等の変更に関するもの	組合の施策、計画等の変更に伴う費用負担の増	●		内容を精査し、委託料の範囲を超過する場合は、費用を適切に負担する。
(14)	目標基準未達成に関するもの	契約条件下での目標基準の未達成		●	
		不可抗力等による目標基準の未達成	●		
(15)	環境保全に関するもの	乙が行う業務に起因する環境問題（騒音、振動、異臭等）		●	
		上記以外のもの	●		



リサイクルプラザ指定管理者候補者選定基準

評価項目	配点 (満点)
<b>1 事業計画書による施設の運営が、施設の利用者又は利用者の平等な使用又は利用を確保すること。</b>	<b>(15)</b>
(1) 関係する法律及び条例等に基づく施設の管理基準を理解し、遵守が見込まれるか。	5
(2) 特定の団体等を優遇するおそれはないか。	5
(3) 情報公開及び個人情報保護に係る措置が適切に講じられる見込みがあるか。	5
<b>2 事業計画書の内容が、ごみ処理施設の安全かつ安定的な運転管理を確保し、その機能を適正に発揮させるものであること。</b>	<b>(55)</b>
(1) 施設の管理業務に対する基本方針は適切か。	5
(2) 施設の現状を正しく認識し、施設の維持管理方針について具体的かつ適切な提案があるか。	5
(3) 一般廃棄物の減量、再資源化及び再利用の促進に関する事業計画書の内容は適切か。	5
(4) 搬入者、利用者及び利用者に対する接遇、要望把握等の対策は適切か。	5
(5) 統括管理体制及び要求水準等に対する取組並びに庶務経理、文書管理等について、適切な管理体制及び実施方法が提案されているか。	5
(6) 搬入許可、計量及び投入監視業務について、適切な管理体制及び実施方法が提案されているか。	5
(7) ごみ処理設備の運転管理、選別及び不燃物残さ搬送業務について、安全性及び安定稼働を確保する具体的かつ適切な提案があるか。	5
(8) 処理不適物等の管理及び組合施設外への搬出業務について、適正な処理方法及びリスク低減策が講じられているか。	5
(9) ごみ処理設備及び特殊車両の維持管理業務について、関係法令に基づいた点検及び予防保全を含む合理的かつ実効性のある提案がなされているか。	5
(10) 補修工事の計画策定及び実施について、機器の特性等を踏まえ、かつ安定稼働に資する計画策定方針及び施工体制が示されているか。	5
(11) 建築設備及び施設維持管理業務について、法令遵守及び施設の維持に配慮した適切な管理方針が提案されているか。	5
<b>3 事業計画書の内容が、施設の管理業務に係る経費の節減を図るものであること。</b>	<b>(30)</b>
(1) 管理経費の節減が図られる見込みがあるか。	10
(2) 経費節減のための方策は適切か。	10
(3) 人件費の設定は適切か。	5
(4) その他の管理経費の設定に無理はないか。	5
<b>4 当該法人等が、事業計画書に沿った施設の管理を安定して行う能力を有するものであること。</b>	<b>(30)</b>
(1) 法人等の経営状況に問題はないか。	5
(2) 施設の管理業務に係る職員体制（管理体制・研修計画・緊急時の対応）は十分なものか。	5
(3) 同種の施設の管理実績があるなど必要な管理能力を期待することができるか。	5
(4) 障がい者雇用促進若しくは男女共同参画推進等の施策又は環境保護若しくは地域活性化等の社会貢献活動を実施しているか。	5
(5) 法人等が使用している全ての労働者の労働環境に問題はないか。	5
(6) 法人等による管理継続が困難になった場合に対処する方策（共同事業体による管理、関係団体による事業計画等の承継など）はあるか。	5
<b>5 地域経済の活性化を目的として、管理業務のうち第三者に行わせる業務は、圏域内企業の優先的な活用を図るものであること。</b>	<b>(20)</b>
(1) 施設の管理業務のうち第三者に行わせる業務は、圏域内企業の優先活用が見込まれるか。	10
(2) 圏域内住民の雇用が見込まれるか。	5
(3) 現在の従事者のうち希望する職員が雇用される見込みがあるか。	5
<b>合 計 点</b>	<b>(150)</b>



米子浄化場包括的維持管理業務受託者選定基準

評価項目	配点 (満点)
<b>1 関係する法律及び条例等に基づく施設の管理基準を理解し、遵守が見込まれるか。</b>	<b>5</b>
<b>2 業務計画書の内容が、施設の能力及び役割を最大限に発揮させるものであること。</b>	<b>(55)</b>
(1) 本業務に対する基本方針は適切か。	5
(2) 施設の課題を正しく認識し、施設の安定的かつ安全な運転管理の確保について具体的かつ適切な提案があるか。	5
(3) 統括管理業務について、適切な組織体制が構築されるとともに、業務管理及び情報管理の仕組みが効率的に機能する提案となっているか。	5
(4) 目標基準を遵守するための管理体制及び遵守できなかった場合の対応について、適切かつ実効性のある提案があるか。	5
(5) 要求水準を達成するための管理体制及び達成できなかった場合の対応について、適切かつ実効性のある提案があるか。	5
(6) 運転管理業務について、安全及び安定稼働を確保する具体的かつ適切な管理体制及び実施方法の提案があるか。	5
(7) 脱水汚泥資源化業務及びし渣等資源化業務の外部処理業務について、より安定的かつ適正な処理が可能な資源化方法の提案があるか。	5
(8) 各種測定業務（水質試験、環境測定等）について、適正な測定手法や測定結果を運転管理業務へ反映させるための実効性のある提案があるか。	5
(9) 処理設備及び車両の維持管理について、関係法令に基づいた点検及び予防保全を含む合理的かつ実効性のある提案があるか。	5
(10) 補修工事について、施設稼働停止を見据え、稼働停止までの期間を安全に運転できる必要最小限の措置を優先する等、経済性を考慮した提案があるか。	5
(11) 環境整備業務について、施設内及び敷地内における衛生的な環境を維持し、近隣住民からの苦情が発生しないための具体的な提案があるか。	5
<b>3 業務計画書の内容が、施設の管理業務に係る経費の節減を図るものであること。</b>	<b>(30)</b>
(1) 管理経費の節減が図られる見込みがあるか。	10
(2) 経費節減のための方策は適切か。	10
(3) 人件費の設定は適切か。	5
(4) その他の管理経費の設定に無理はないか。	5
<b>4 当該法人等が、業務計画書に沿った施設の管理を安定して行う能力を有するものであること。</b>	<b>(30)</b>
(1) 法人等の経営状況に問題はないか。	5
(2) 施設の管理業務に係る職員体制（管理体制・研修計画・緊急時の対応）は十分なものか。	5
(3) 同種の施設の管理実績があるなど必要な管理能力を期待することができるか。	5
(4) 障がい者雇用促進若しくは男女共同参画推進等の施策又は環境保護若しくは地域活性化等の社会貢献活動を実施しているか。	5
(5) 法人等が使用している全ての労働者の労働環境に問題はないか。	5
(6) 法人等による管理継続が困難になった場合に対処する方策（共同事業体による管理、関係団体による業務計画等の承継など）はあるか。	5
<b>5 地域経済の活性化を目的として、管理業務のうち第三者に行わせる業務は、圏域内企業の優先的な活用を図るものであること。</b>	<b>(20)</b>
(1) 施設の管理業務のうち第三者に行わせる業務は、圏域内企業の優先活用が見込まれるか。	10
(2) 圏域内住民の雇用が見込まれるか。	5
(3) 現在の従事者のうち希望する職員が雇用される見込みがあるか。	5
<b>合計点</b>	<b>(140)</b>



## リサイクルプラザ再生工場の再生品の提供及び活用方法の変更について

リサイクルプラザの再生工場において、廃棄物の再生利用（リユース）を目的として、搬入された廃棄物の中から再生品を回収し、隔月で抽選のうえ希望者に無償提供する事業を行っています。

近年、再生品の抽選申込件数の減少や特定のリピーターによる利用が多いため、再生品の提供が圏域内の一部住民へのサービスとなっているなどの課題があること、再生工場の有効活用が図られていないことから、再生工場の設置目的を踏まえ、以下のとおり再生品の提供及び再生工場の活用方法を変更することを報告するものです。

### 1 再生工場の設置目的（リサイクルプラザ条例第 11 条より抜粋）

- (1) 廃棄物の再生利用に係る便宜の供与に関すること。
- (2) 廃棄物の減量、再資源化及び再利用に係る調査研究並びに啓発及び広報に関すること。
- (3) 前 2 号に係るもののほか、廃棄物の減量、再資源化及び再利用を図り、快適な生活環境づくり及び循環型社会の形成を達成するために必要なこと。

### 2 再生工場の現状と課題

#### (1) 現状

##### ア 再生品の提供

圏域内住民の申し込みにより、2 か月ごとの抽選にて陶器、食器等の再生品を無償提供（家電製品は除く）

##### イ 再生工場の活用

廃棄物の再生利用の促進や廃棄物の削減、再資源化及び再利用に係る啓発広報等（啓発ポスター、搬入不適物などの展示）を実施

#### (2) 課題

##### ア 再生品の提供

(ア) リチウム蓄電池等を起因とする火災対策として、令和 6 年度から家電製品の提供を廃止したため、再生品の申込件数が減少している。

(イ) 特定のリピーターからの抽選申込みが多数見受けられ、一部の住民の利用にとどまっている。（利用状況の詳細については、参考 1 利用状況のとおり）

##### イ 再生工場の活用

再生工場の活用が、再生品の無償提供を中心としていたことにより、廃棄物の削減や再生利用の促進、再資源化などに係る啓発広報等が不十分であり、再生工場の有効活用が図られていない。

### 3 課題への対応

現状と課題で述べたように、再生品の申込件数の減少や一部の住民の利用にとどまっている状況から、定期的な再生品の無償提供は取り止め、民間リユース事業者との連携による廃棄物の減量化や、体験型学習会の開催、ウェブサイト等を活用した情報発信等を充実させ、再生工場の有効活用を図ることとする。

#### (1) 再生品の提供

##### ア 抽選による無償提供の取り止め

現状において、2か月ごとに抽選するための再生品の確保が困難であることに加え、今後、民間リユース事業者との連携が広まっていくことにより、再生品の確保が、さらに困難となることが想定されることから、現在実施している再生品の無償提供は、取り止めることとする。

##### イ 構成市町村イベント等への提供

構成市町村がイベント等で再生品の活用を希望する際には、要望に応じて再生品を無償で提供することとする。

#### (2) 再生工場の活用

##### ア 民間リユース事業者との連携

民間リユース事業者と「リユースの促進に係る連携協定」を締結し、「廃棄ではなくリユースする」という選択肢を住民に示すことにより、廃棄物の減量およびリユースの促進につなげるため、再生工場にて民間リユース事業者を利用したリユースの促進について情報発信（項目ウによる）を行う。

民間リユース事業者名	概要	活用方法
① おいくら	不要品の一括査定サイト	・不要品の写真を送ると、買取業者が買い取り価格を提示
② ジモティー	地域密着型の不要品売買・譲渡等の情報掲示板	・不要品の写真、希望価格を投稿・掲示 ・投稿・掲示・取引に係る手数料は無料

※ 民間リユース事業者との連携に係る本組合の費用負担はない。

##### イ 体験型学習会及び臨時見学会の開催

環境教育の一環として、新たにリサイクルプラザの再生工場などを活用した体験型学習会（30分程度を想定）及び臨時見学会を開催する。

開催内容（例）	対象	実施時期
ペットボトル水平リサイクル協定締結企業との連携によるリサイクル授業の実施	小学生	夏休み期間中
使用済み段ボールを用いた災害時に活用できるトイレや簡易ベッドの製作	小学生～一般	見学时
参加者自らが廃棄物中の再生品利用（洗浄、簡易清掃の実施）の体験	小学生～一般	随時

（必要経費：工作工具等消耗品費 99 千円、行事用損害保険料 5 千円）

##### ウ Webサイト等を活用した情報発信

本組合ウェブサイトのリサイクルに関する情報発信の充実化を図るとともに、新たに交流サイト（SNS：X、インスタグラムなど）や構成市町村の情報発信ツールを活用し、民間リユース事業者を利用したリユースの促進や体験型学習会の開催案内などについて情報発信を行う。

#### 4 今後の予定

令和8年5月下旬	民間リユース事業者（2社）と「リユースの促進に係る協定」の締結
5～7月	周知期間（組合 Web サイト、構成市町村広報等による周知）
8月～	再生品の提供取り止め及び再生工場の活用方法の変更

#### 【参考】

##### 1 利用状況

###### (1) 再生品申し込み件数及び引渡数

項目	R2	R3	R4	R5	R6	R7
申し込み件数（件） A	579	938	1,202	1,301	840	625
申込者数（人） B	357	362	387	388	233	187
1人あたり申込件数 A/B	1.6	2.6	3.1	3.4	3.6	3.4
再生品引渡数（個）	127	281	377	329	308	280
引渡重量（kg）	-	1,105	1,696	1,072	802	653

###### (2) 抽選申込者数 (人)

項目	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
抽選申込者数	384 (2.0)	550 (2.9)	671 (3.6)	727 (3.9)	466 (2.5)	359 (2.0)	
内訳	米子市	237 (1.7)	333 (2.3)	419 (2.9)	442 (3.1)	256 (1.8)	215 (1.5)
	日吉津村	10 (2.8)	7 (2.0)	11 (3.1)	9 (2.5)	12 (3.4)	1 (0.3)
	大山町	18 (1.3)	31 (2.2)	31 (2.2)	49 (3.5)	24 (1.7)	21 (1.5)
	南部町	44 (4.5)	39 (4.0)	52 (5.3)	53 (5.4)	50 (5.1)	38 (3.9)
	伯耆町	56 (5.6)	118 (11.8)	119 (11.9)	125 (12.5)	106 (10.6)	75 (7.5)
	日南町	1 (0.3)	7 (1.9)	8 (2.2)	2 (0.6)	6 (1.7)	4 (1.1)
	日野町	15 (6.0)	13 (5.2)	19 (7.6)	28 (11.1)	11 (4.4)	3 (1.2)
	江府町	3 (1.3)	2 (0.9)	12 (5.1)	19 (8.1)	1 (0.4)	2 (1.0)

( ) 内は、人口千人あたりの申込者数を示す

##### 2 他自治体とリユース事業者との連携の状況

おいくら	全国 300 自治体と連携（近隣自治体では、米子市、鳥取市、松江市、江津市、岡山市、倉敷市、新見市）
ジモティー	全国 270 自治体と連携（近隣自治体では、米子市、鳥取市、松江市、岡山市、倉敷市、新見市）

※ 具体的な連携内容：自治体とリユース事業者のホームページへ相互掲載することによる住民への広報・啓発・不要品のリユースへの誘導などを共同で取り組む

##### 3 これまでの経緯

年月	内容
H9.4	「非常勤職員（現会計年度任用職員）」2名を配置するとともに、電器商業組合に委託して「家電製品の修理」を体験する事業を開始。希望者が多い再生品は抽選により受け渡し
H20.4	「会計年度任用短時間職員」1名により事業継続
〃	利用状況が「修理を体験する」から、自ら手直しをすることなく「受け取る」ことだけに変化
R2.12	組合議会決算審査特別委員会において「当初目的とはかい離した状況での利用が増えており、今後の事業の継続や住民周知について検討を行われたい」との意見を受ける
R3.2	再生品の対象品目を陶器、食器等の家電製品以外にも拡大（実施はR3年6月）したうえで、再生品の引き渡しを抽選のみとする
R3.4	専任職員を廃止し、電器商業組合による検査業務のみとし、修理体験を休止
R3.6	再生品の対象品目を、家電製品以外（陶器、食器等）にも拡大
R6.4	小型家電の提供及び電器商業組合による検査業務を廃止。令和6年6月から再生品としての家電製品の提供は取りやめ、陶器、食器等の提供とした